

令和8年度

みどりの活動支援 補助事業募集要項

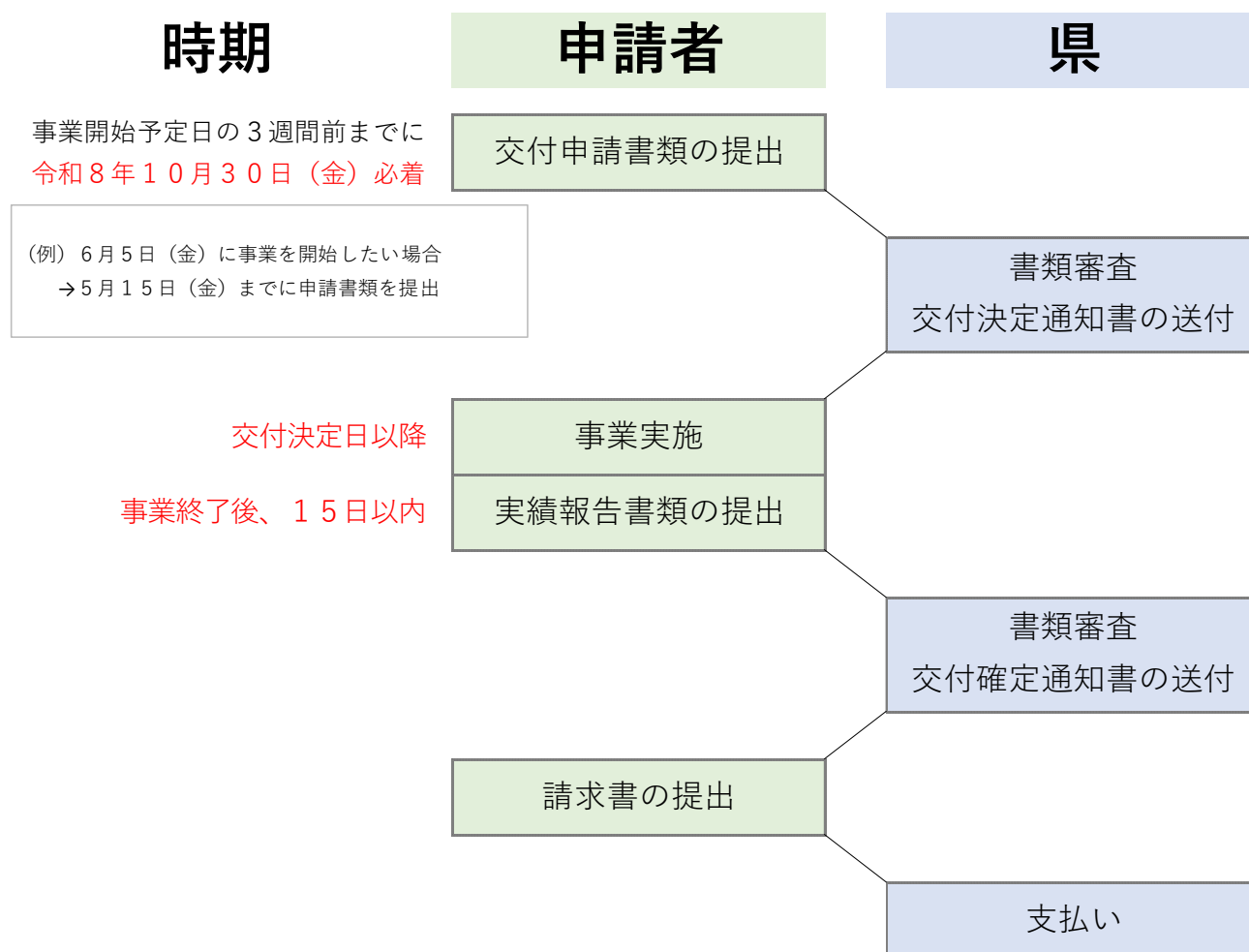


みどりの活動支援補助事業

埼玉県では豊かな自然を次の世代に引き継ぐため、平成20年4月に創設した「彩の国みどりの基金」を活用し、森林の整備保全や身近な緑の保全と創出等により、みどりの再生を推進してきました。

みどりの活動支援補助事業はボランティア団体やPTA、自治会等の団体、企業を対象として、みどりの創出・活用を推進する事業に対して補助金を交付し、その活動を支援します。

申請から補助金の支払いまでの流れ



対象となる活動

以下の条件を満たす活動を対象とします。

<場所> 県内の公開性のある緑地、公園、学校、企業の敷地及び社会福祉施設など。

<内容> 身近な緑の創出・活用を目的とした以下の事業とする。

- ① みどりを創り守る活動（植栽活動等）
- ② みどりを学ぶ・楽しむ活動（みどりの大切さの普及・啓発活動、みどりに関係した体験・交流活動等）
- ③ ビオトープに関する活動（生物多様性を保全し、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に資するビオトープの創出、維持管理、再生）

※ ビオトープの定義や「みどりを学ぶ・楽しむ活動」の詳細は、P3「補助内容等」の項目を御覧ください。

申請の締切

締切日：令和8年10月30日（金）必着

必ず、事業開始希望日の3週間前までに申請してください。

申請締切日前でも申請総額が予算額に達した時点で募集を終了します。

御不明な点は、申請前に御相談ください。

対象となる団体

以下の1～3の要件をすべて満たしている団体であること。

1	(1) 対象となる活動：みどりを創り守る活動及びみどりを学ぶ・楽しむ活動 令和2年度以降、当該補助金の交付を3回以上受けていないこと。※ビオトープに関する活動の回数はカウントされません。 (2) 対象となる活動：ビオトープに関する活動 当該補助金の交付を3回以上受けていないこと。※みどりを創り守る活動とみどりを学ぶ・楽しむ活動の回数はカウントされません。
2	会員が5名以上いる、次のいずれかの団体であること。 NPO、ボランティア、その他の団体・グループ、企業、PTA、学校応援団等の団体。
3	年間の活動が複数回あり、補助終了後も継続して活動が行える団体であること。

* 団体は、交付申請時の事業を確実に実施するものとし、事業内容の変更については当初の計画と大幅な乖離があってはなりません。

補助内容等		
	①みどりを創り守る活動 ②みどりを学ぶ・楽しむ活動	③ビオトープに関する活動
対象となる活動	<p>①みどりを創り守る活動 植栽活動等 例：公園、学校や社会福祉施設など、公開性のある場所での樹木や花苗を植える活動など</p> <p>②みどりを学ぶ・楽しむ活動（団体の会員以外も対象とするものに限る）</p> <p>②－１みどりの大切さの普及・啓発活動 例：自然観察会や自然学習会など、みどりの効用や生物多様性の保全について県民の認識を深めるための普及啓発活動など</p> <p>②－２みどりに関係した体験・交流活動 例：間伐材等を活用した環境教育、保全体験など。各世代がみどりに触れたり、親しみ、交流できるような取組など。</p> <p>※野菜や果樹の栽培、収穫を目的とする活動は補助対象外となります。</p>	<p>③－１新たにビオトープを作り出す活動（現在ある生物の生息空間を活用しても良い） 例：地域の緑地に自生している在来種の種を譲り受け、校庭で栽培し、在来種が生息できる環境を整える。在来植物AとBを植栽し、昆虫Cを呼び戻す取組を始める。</p> <p>③－２現在あるビオトープに生息する地域在来の生物が、継続して生息できるような環境を整えていく活動 例：ビオトープの周辺に繁茂している外来植物を取り除き、在来種が生息できる環境を整える。ビオトープに植栽されている草木を剪定し、地域在来の昆虫や鳥などの生物が住みやすい環境にする。</p> <p>③－３以前あったビオトープを修繕、清掃等をして、地域在来の生物が生息できる空間を再び作る活動 例：風水害で泥水に浸ったビオトープから泥をかき出すなどの清掃をする。風化したビオトープに増えてしまった外来植物を取り除き、在来種が生息できる環境を整える。</p>
補助限度額	<p>【初めて申請する団体】 1 団体当たり 20 万円まで</p> <p>【過去にみどりの活動支援補助金（①、②）を受けた団体】 1 団体当たり 5 万円まで</p>	<p>【初めて申請する団体】 1 団体当たり 40 万円まで</p> <p>【過去にみどりの活動支援補助金（③）を受けた団体】 1 団体当たり 10 万円まで</p>
補助率	<p>【初めて申請する団体】 10 万円以下の部分… 10 分の 10 10 万円を超える部分… 2 分の 1</p> <p>【過去にこの補助金を受けた団体】 10 分の 10</p>	10 分の 10
補助対象になる事業実施期間	令和8年4月25日から令和9年2月15日まで	
補助対象経費	<p>資材・消耗品費、報償費、保険費、修繕費、借上げ費、委託費、雑費 *詳細についてはP4の補助対象経費を御覧ください。</p>	

- 本要項において、補助対象となるビオトープの定義は、「年間を通じて、その地域在来の植物、虫、鳥、魚、小動物などの複数種類の生物が安定して生息できる空間（生物の生息空間）」とします。
- ビオトープに関する活動は、その地域在来の生物を活用するものとします。例えば、その地域在来の鳥や虫を呼ぶために、外来種を植栽する費用は原則として補助対象外となります。植物の選定には「生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」も参考にしてください。
- ビオトープに関する活動を行う場合は、事業実施期間終了までに1回以上「埼玉県みどりのアドバイザー制度」を利用し、埼玉県みどりのアドバイザーからビオトープに関するアドバイスを受けてください。（費用はかかりません。）
- 「みどりを学ぶ・楽しむ活動」は本補助を受けようとする団体の会員以外も対象とし、活動するものに限りません。
- 営利を追求する活動、野菜や果樹の栽培と収穫を目的とする活動、食育を目的とする活動、芝生の植栽・維持管理活動を除きます。
- 今回申請する活動場所において、令和8年度に国、県、市町村その他の団体から委託又は補助金など、何らかの助成を受けている又は受ける予定がある場合は、補助対象外となる場合があります。ただし、現物の支給を受けている場合は除きます。
- 交付決定の日から当該事業期間内に2回以上の活動を行ってください。
- クビアカツヤカミキリにより被害を受けた樹木の防除に係る薬剤やネット、噴霧器や伐採に必要な用具器具等の購入についても補助対象になります。なお、委託により防除、伐採等を実施する場合は、委託費が全体予算額の30%以内になるように計画を立ててください。
- 本募集期間内での申請は、対象となる活動①～③のいずれか1回限りとなります。

補助対象経費

対象となる経費は下表のとおりです。御不明な点は必ず申請前に御相談ください。

費目	種別	摘要	必須事項
資材・ 消耗品費	植栽	苗、スコップ、土、肥料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとつ10万円未満のもの ・ひとつ2万円以上の品は保管責任が生じます ・燃料は刈払機等の燃料に限る ・送料、手数料は対象外
	草刈り・剪定	刈払機、鎌、チップソー、剪定鋏、軍手等	
	動物・ 病害虫防除	木柵、ロープ、ネット、薬剤噴霧器等	
	設備	杭、波板、釘 ヘルメット等	
	燃料	ガソリン、軽油、携行缶等	
	啓発広報	チラシ制作やワークショップに使用する文房具・雑貨等（みどりを学ぶ・楽しむ活動で使用する場合のみ対象）	

	ビオトープ	防水シート、防水材、敷石 等	
報償費	—	講師及び指導者への謝礼	日額最高2万円とする
保険費	—	活動に係る傷害保険料	補助対象期間内に限る
修繕費	—	備品・用具器具の修理	当初全体予算額の10%以内
借上げ費	—	車輛・機材の借上げ、会場使用料	当初全体予算額の30%以内
委託費	—	チラシの制作、自ら実施できない専門性の高い業務・作業	当初全体予算額の30%以内
雑費	—	刈払機・チェーンソー講習会受講費用	1団体につき2名まで

補助対象とならない経費

- ・ ポイント使用した物品等の購入費等
- ・ 物品購入の際の手数料、送料
- ・ 事務用品、雑貨、文房具など（P3②「みどりを学ぶ・楽しむ活動」で使用する場合は除く）
- ・ 食糧費
- ・ 保有車輛及び運搬車輛に対する燃料、保険
- ・ ホームページ開設及び管理に係る委託費
- ・ 会員の旅費・交通費
- ・ 登記簿謄本等の発行手数料、団体の登記費用等の公課費

申請に必要な書類

1	みどりの活動支援補助事業補助金交付申請書（様式第1号）
2	事業計画書（別紙1）
3	収支予算書（別紙2）
4	収支予算書に記載した金額の積算根拠となる見積書
5	団体概要書（別紙3）
6	団体の会則（もしくは規則、園則、就業規則又はそれに替わるもの）
7	会員名簿（当該補助事業に関わる方の名前が必ず入っているもの）
8	活動場所の地図・写真

申請方法

締切日までに、以下の担当宛てにメールで提出してください。

※ 県ではペーパーレスを推進しています。メールでの提出ができない場合は事前に御相談ください。

変更申請について

【対 象】以下の①～③のいずれかの事柄が発生する団体

- ① 購入品目及び数量の大幅な変更（ただし、代替品は購入可能）
- ② 費目間の経費配分の変更をする場合（当初の全体予算額の 20%を超える金額の変更の場合）
- ③ 活動場所の変更・追加・減少

【手 続 き】上記①～③のいずれかの事柄が発生する可能性があるとき、事前に県みどり自然課にその旨を連絡してください。変更申請が必要な場合は様式を送付しますので、必要事項を記入し、提出してください。

【申請期限】交付申請書に記載した事業実施期間終了日の2か月前まで

【留 意 点】活動の目的・内容・収支計画を大幅に変更することは認められません。単一費目の数量・購入金額の増減は変更申請をする必要はありません。

実績報告について

【報告期限】事業終了後15日以内

【提出書類】1. みどりの活動支援補助事業補助金実績報告書（様式第6号）

2. 収支決算書（別紙1）

3. みどりの活動支援補助事業実施報告書（別紙2）

***購入品の写真及び活動の様子を掲載してください。**

4. 購入したことを証明する書類（領収書、レシートなど）

※領収書で単価・数量が確認できない場合は、納品書、請求書等を添付してください。（コピー及びPDF可。）

【留 意 点】・領収書の宛名は団体名で発行してください。

・Amazon・楽天等の通販サイトを経由して購入する場合でも、団体宛ての領収書を提出してください。

・領収書、レシート等の発行日は事業実施期間内のものに限りです。

・報償費を申請する際に、依頼する講師等が個人である場合はプロフィールを、組織に所属している場合には所属先の概要を添付してください。

・チラシなどの作成物がある場合には、実績報告の際に提出してください。

概算払いについて

【対 象】 希望する団体

【申請期限】 交付申請書に記載した事業実施期間終了日の2か月前まで

【手 続 き】 交付決定通知書が届いた後、申請期限までに、県みどり自然課に概算払いを希望する旨を連絡してください。

補助金で購入した物品の管理

補助金で購入した物品等について、財産処分の制限にかかる場合があります。事業完了後5年以内に譲渡した場合などは、補助金の返還と加算金の納付をしていただく場合がありますので、団体の代表者が責任をもって物品等の管理をお願いいたします。なお、物品は事業完了後から5年度間、令和14年3月31日まで、適切な管理をお願いいたします。

彩の国美緑（みりよく）づくり顕彰制度と埼玉みどりのポータルサイトへの登録について

事業が採択された団体は、

- ①彩の国美緑（みりよく）づくり顕彰制度
- ②埼玉みどりのポータルサイトへの登録をお願いします。（未登録の団体のみ）

【彩の国美緑づくり顕彰制度】

埼玉県内で企業・ボランティア団体等が実施するみどりの保全・創出・活用の各活動について、その継続的な功労に対して功績を讃える制度です。

【埼玉みどりのポータルサイト】

県内の緑地やみどりのイベント情報、ボランティア団体の活動紹介など多彩なコンテンツを盛り込んだポータルサイトです。

交付決定通知書送付時に、登録申込書も併せてお送りしますので、御記入のうえ県みどり自然課に提出してください。

よくある質問

Q 活動の場所が「公開性のある」とは、どのような場所が対象になるのか？

A 団体の関係者など特定の人に限らず、県民が誰でも立ち入れるよう開放している場所です。個人の敷地であっても開放している場合は対象になります。

Q 幼稚園、保育園等で申請する際の「会員」は職員と園児を指すのか。

A そのとおりです。会員数は職員と園児の合計人数を記入してください。園児の名簿の提出は必要ありません。

Q 幼稚園、保育園で申請する際、会則は何を提出すればよいのか。

A 園則や就業規則を御提出ください。

Q みどりを学ぶ・楽しむ活動で「団体の会員以外も対象とするものに限る」とはどういうことか。

A 申請する団体の会員以外で、外部のかたも参加する活動を指します。例えば、保育園で申請する場合、職員と園児のみが参加する活動は、みどりを学ぶ・楽しむ活動では補助対象外となります。地域のかたや近隣学校の生徒も参加する活動などは対象となります。

Q 金額の積算根拠となる見積書等とはどのような書類か。

A 購入予定のお店等で作成してもらった見積書のほか、インターネットショップの商品画面、前年に同じものを購入している場合はその領収書の写し、チラシなどです。お店の許可があれば、商品と値札を撮影した写真でも構いません。

Q ビオトープに関する活動を申請するときに必要な「埼玉県みどりのアドバイザー制度」のアドバイザー派遣はどういったものか。

A 詳細はこちらのページを御確認ください。 「埼玉県みどりのアドバイザー制度」
県が申請者とアドバイザーの日程を調整し、申請者の活動場所にアドバイザーと訪問します。アドバイザーはビオトープ管理士の有資格者です。アドバイザー制度の利用に費用はかかりません。ビオトープに関する活動で申請する場合は、本制度の利用が要件となります。

Q 野菜や果樹の栽培が補助対象外となるのはなぜか。

A 本補助金は、身近な緑（樹木や樹林地など）の創出と活用を県民参加で行い、みどりの再生を推進することを趣旨としています。野菜や果樹はこの趣旨に合致しないことから、補助対象外としています。ただし、果実等の収穫はせずに、果樹の葉や花で昆虫を呼ぶために植栽する場合などは補助対象となります。その際は別紙1の「事業の目的、事業の内容」欄にその旨を記載してください。

【お問合せ先】

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県環境部みどり自然課 みどりの担い手・基金担当

E-mail : a3140-08@pref.saitama.lg.jp

電話 : 048-830-3147

FAX : 048-830-4775